

第6回 日本ベンチャー大賞

応募要領

令和3年12月20日

オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会

経済産業省

農林水産省

文部科学省

1. 日本ベンチャー大賞の目的

挑戦を称える社会意識を醸成するため、若者などのロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出した起業家やベンチャー企業を内閣総理大臣が日本ベンチャー大賞として表彰します。

大賞とあわせ、ダイバーシティ賞、グローバル賞、農業ベンチャー賞、大学発ベンチャー賞、審査員会特別賞を表彰し、起業を志す人々や社会に対し、積極的に挑戦することの重要性や起業家一般の社会的な評価を浸透させ、もって社会全体の起業に対する意識の高揚を図ります。

2. 表彰部門・審査基準

(1) 日本ベンチャー大賞（内閣総理大臣賞：1件 ※予定）

有識者で構成される日本ベンチャー大賞審査委員会が、応募のあった案件の中から、次の評価項目を総合的に勘案して、最も評価の高い案件を選出します。

評価項目	評価内容
① 事業のビジョン	グローバル市場への進出、社会課題の解決、地域経済の活性化 等
② 事業の新規性・革新性	事業内容の独創性、従来型のビジネスモデルとの違い 従来の製品やサービス等の革新 経済の活性化への寄与、社会での有用性 等
③ 起業のチャレンジ性	既存企業等からの独立、大学等の研究機関からの創出 女性・若者・シニア層の起業 イノベーション創出のための社内環境整備 等
④ 事業の拡張性	創業からの事業成長の大きさ・スピード 等

(2) ダイバーシティ賞：1件

日本ベンチャー大賞審査委員会が、応募のあった案件の中から、外国人起業家、女性起業家等、我が国のダイバーシティ経営の範たるものとして、評価の高い案件を選出します。

(3) グローバル賞：1件

日本ベンチャー大賞審査委員会が、応募のあった案件の中から、事業の海外進出や国際的な活躍に関し、評価の高い案件を選出します。

※ダイバーシティ賞、グローバル賞は、日本ベンチャー大賞審査委員会において、経済産業大臣賞として選出されます。

(4) 農業ベンチャー賞：1件

農業ベンチャー賞については、日本ベンチャー大賞審査委員会が、応募のあった案件の中から、前記①～④に下記⑤を加えた評価項目を総合的に勘案して、評価の高い案件を選出します。

評価項目	評価内容
⑤ 農林水産業の発展に対する寄与	新規性のあるビジネスモデルや技術の有無、農林水産分野におけるイノベーションの創出、これらによる農林水産業の発展に対する寄与 等

※農業ベンチャー賞は、日本ベンチャー大賞審査委員会において、農林水産大臣賞として選出されます。

(5) 大学発ベンチャー賞：1件

大学発ベンチャー賞については、日本ベンチャー大賞審査委員会が、応募のあった案件のうち、以下の大学発ベンチャーの定義に合致するものから、前記①～④の評価項目を総合的に勘案して、評価の高い案件を選出します。

大学発ベンチャーの定義
以下の i) ～ iv) のいずれかに該当する企業を「大学発ベンチャー」とする。 i) 大学等の特許を活用して起業したベンチャー企業 但し、起業時点では上記に該当していないが設立5年以内に大学等から技術移転を受けたベンチャーも含まれます。 ii) 特許以外の大学等の研究成果を活用して起業したベンチャー企業（特許は取得していないものの、大学等におけるアイデアやノウハウをもとに起業したベンチャー企業） 但し、起業時点では上記に該当していないが設立5年以内に大学等と共同研究等を行った成果を活用したベンチャー企業も含まれます。 iii) 教職員・学生等による人材移転型ベンチャー企業 iv) 大学等が出資・経営支援したベンチャー企業

※大学発ベンチャー賞は、日本ベンチャー大賞審査委員会において、文部科学大臣賞として選出されます。

(6) 審査委員会特別賞：数件

上記の日本ベンチャー大賞（内閣総理大臣賞※予定）、ダイバーシティ賞、グローバル賞、農業ベンチャー賞、大学発ベンチャー賞のほか、評価項目①～④について特に評価の高い項目がある案件に対して、審査委員会特別賞等

の賞を付与します。

3. 応募・受賞対象者

- ①応募・受賞の対象は事業体（企業）単位とします。（NPO法人や組合など、株式会社以外の事業体でも応募・受賞の対象となります。）
- ②応募は自薦・他薦を問いません。

4. 募集期間

令和3年12月20日（月）～令和4年1月21日（金）

※期日までに必着

5. 応募方法

(1) 応募書類

所定の応募書類をダウンロードしてください。

(2) 応募書類の提出方法

応募にあたっては、所定の応募書類に必要事項を記入の上、下記の応募専用アドレスに電子メールにて送付してください。電子メールでのファイル添付時には、応募書類が5MB以下となるようご注意ください。

なお、提出された応募書類等は返却致しませんので、ご了承ください。

- ※1：応募に際して手数料等はありません。
- ※2：提出された書類に不備がある場合、審査できないことがありますのでご注意ください。
- ※3：応募内容の確認、追加資料のお願いなど事務局から応募者（推薦者含む）に対して連絡をさせていただくことがあります。
- ※4：受賞企業は、活動内容を、新聞、雑誌、インターネット等で公表させていただきます。また、報道関係者等からの取材にご協力をお願いすることがあります。

<応募書類提出先>

電子メールの送信先： 6th_nippon_venture_award@mizuho-ir.co.jp

※新型コロナウイルスの感染予防のため、郵送はお控え下さい（メールによる送信でお願い致します）。

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 経営・ITコンサルティング部
第6回日本ベンチャー大賞 事務局 宛

6. 受賞者の発表・表彰式

- ① 受賞者の発表及び表彰式は令和4年3月を予定しています。受賞者等については経済産業省のホームページ等で公表します。選外となったものについての連絡は行いません。
- ② 受賞者に対しては、表彰状等の授与を行う予定です。受賞者には追って表彰式の詳細をご連絡いたします。
- ③ 表彰後に禁固刑以上の刑等に処された場合は、受賞を取り消し、表彰状等は返納することとします。

【お問い合わせ先】

【応募方法・応募要領・その他に関するお問い合わせ】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 経営・ITコンサルティング部

担当：益田、山本、野口

(メールの送信先) 6th_nippon_venture_award@mizuho-ir.co.jp

(TEL) 080-3537-9373 益田

080-3537-9368 山本

080-3541-9910 野口

※電話対応につきましては、年内は12/29(水)迄、年始は1/5(水)からとさせていただきます(9:00~17:30)。

【日本ベンチャー大賞全般に関するお問い合わせ】

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室 担当：川名、稲舟

(TEL) 03-3501-1569

【農業ベンチャー賞に関するお問い合わせ】

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室 担当：坂下、一郷

(TEL) 03-3502-5524

【大学発ベンチャー賞に関するお問い合わせ】

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課 産業連携推進室

担当：加藤、和仁

(TEL) 03-6734-4075